

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置の適用について

このたびの2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により被災されたお客さまには、心からお見舞い申し上げます。

地域に存立の基盤を置く当社といたしましては、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、家屋損壊等の被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金の特別措置を講ずることとし、経済産業大臣に認可申請を行い認可されました。

電気料金の特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象地域

災害救助法適用地域	富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町 石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町 福井県福井市、あわら市、坂井市
隣接する地域	富山県魚津市、下新川郡入善町 石川県野々市市、能美郡川北町 福井県大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、丹生郡越前町 岐阜県飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

2. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）の延長

被災されたお客さまの2023年12月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。なお、災害救助法適用地域に隣接する地域においても、支払期日が災害救助法適用地域における災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、2024年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を、各々1か月間延長します。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用しない場合には、6か月間に限り電気料金は申し受けません。

(3) 使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2024年7月末日までは申し受けません。

3. 特別措置適用のお申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

なお、**特別措置の適用には「り災証明書」が必要になります。**

お客さまからのお問い合わせ先

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-776453）

※受付時間 9時～17時（土曜・日曜・祝日を除く）